

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

●鹿児島県の現状

- ・鹿児島県では改正法の施行に合わせて令和2年4月に県の事務取扱要領が改正され特定既存単独に関する措置について明記された
- ・国が示した特定既存単独浄化槽の指針は複雑なため、県主導で特定既存単独の判定フローが作成され、フローに基づき検査機関が「該当する」と判断したものはすべて行政が「特定既存単独」として判定している
- ・判定フローは当初環境省が提示したフローを「法定検査で判断する」ことを前提とし、よりシンプルにしたもので、漏水していればそれをもって特定既存単独と判定される
- ・除却を前提とした判定フローであるため、構造上の欠陥があり「抜本的な措置が必要」と判断されたものが特定既存単独として判定される
- ・鹿児島県では法改正以前より県の指導監督要領に基づき不適正浄化槽に対する指導体制が構築されていたため、特定既存単独の判定はスムーズに導入された
- ・特定既存単独は構造的な指摘がほとんどであることから、改善指導は主に県の土木事務所（各地域振興局・建築課）から行われる
- ・事例は少ないが、構造的な指摘があり、放流水のBOD120 mg/l超過または著しい汚泥、スカムの流出がある場合は、保健所（権限移譲市町村）と土木事務所が合同で改善指導を行っている
- ・除却の後押しとなる補助事業実施市町村への情報提供の仕組みは無いが、今後構築される予定とのこと（県浄化槽指導監督要領の一部改正）
- ・保守点検業者は改善指導を受けた浄化槽管理者に対し、これまでも改善方法等の助言を行っていたが、特定既存単独については除却が望まれることも丁寧に説明しており合併転換に一定の効果があったと考える

・単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独として判定することについて、業界団体にとってどのようなメリットやデメリットがあるか。

→●漏水した単独槽の特定既存単独への判定について

- ・鹿児島県ではすでに導入されているが特に問題はなく、漏水の特定既存判定は当然であるとする。なお、漏水により特定単独既存と判定されたものでも、除却せず修理により改善されたものもあり、一定の改善は図られている。

本県における特定既存単独処理浄化槽に対する措置等は、除却を前提としているが、単独処理浄化槽を使用する浄化槽管理者に対しても日頃から合併処理浄化槽への転換の必要性等について周知・啓発に努め、自主的な転換を促すことも目的としており、行政が除却や修繕も含む助言指導をしている。（鹿児島県浄化槽指導監督要領第7条）

メリット：周辺環境影響の軽減。合併転換に一定の効果がある。

デメリット：特になし

- ・特定既存単独に対する措置に関する指針の明確化により適用件数が増えることが想定される。その際、業界団体として懸念を感じる点はあるか。また、どのような点について自治体に協力できると考えるか。

→●指針明確化による適用件数の増加についての懸念点について

- ・指針を明確化する必要はあると思うが、特定既存判定の範囲を広げ点検時の調整等※で改善が図れるものも該当するとなると点検業者への風当たりが強くなることが懸念される（※ 生物膜や活性汚泥の異常、薬筒の固定、残留塩素濃度などの調整）
- ・軽微な補修などで改善できるものも特定既存単独に判定されると「特定」である意味合いが薄れるのではないか。
- ・適用件数が増えた際、行政が問い合わせ等に対して判定の根拠や除却・補修が必要であることを十分に説明できないと業界側へ苦情が来ることが懸念される

→●どのような点について自治体に協力できると考えているか。

- ・顧客データ共有による台帳整備推進
- ・保守点検データの活用による適用への事前の判断または判定への協力

・自治体が特定既存単独に対する指導等の対応を進めるために、保守点検・清掃状況等の情報を収集するに当たり、業界団体としてはどのような課題があると考えるか。

→●自治体が保守点検・清掃状況を収集することの課題

- ・保守点検・清掃業者から行政への報告を義務付けることに特に異論はなく、鹿児島県では「鹿児島県浄化槽事務取扱要領」に基づき電子記録を台帳（浄化槽情報共有システム）へ登録している。鹿児島県では、10人槽以下の11条検査を平成17年度から開始したことから平成16年から検査台帳の精査に着手し、現時点の電子記録は完成しているレベルと思われる。鹿児島県では84社のうち残り7社（実際は11社だが4社は点検基数20基未満）は電子が出来ていないが、要領により原則化されているので、近々電子化に向けて動くものと考えている。電子化の課題としては、保守点検清掃業者のデータと設置届で得られる鹿児島県環境保全協会側のデータの突合が大変である。2者のデータを一元化するには、設置届受付時に設定される13桁の番号を共有することが望ましい。
- ・報告した点検記録を基に行政が直接特定既存単独の判定を行うと、浄化槽管理士が自身の顧客に対する判定に関与することとなり、不具合情報を報告するのに抵抗感が出ることも予想されるが、鹿児島県では法定検査で判断されたものが判定の対象となるので特に問題は出ていない。

（２）維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

●鹿児島県の現状

- ・県が11条検査の効率化検査導入に向けて平成29年から業界に電子化を促してきた経緯があり、令和2年度の県事務取扱要領の改正に伴い維持管理記録を電子データで台帳に

登録することになった

- ・以前より電子化は進んでいたが、電子報告するにあたっては、各社、データ吐き出しのためにシステム改修が必要だった
- ・電子化を後押しするため指定検査機関である県協会が維持管理システムを開発し 30 事業者で共同使用している
- ・一部の小規模事業者では費用対効果が見込めないことからいまだ電子化されていない
- ・電子化していても人手不足で作業データや台帳情報の登録が遅れている場合がある

・清掃業者・保守点検業者から自治体への情報提供を行うに当たり、どのような障壁があるか。また、保守点検・清掃業者から自治体への報告を義務づけるという意見についてどのように考えるか。

→●自治体が保守点検・清掃状況を収集することの課題

- ・保守点検・清掃業者から行政への報告を義務付けることに特に異論はなく、鹿児島県では「鹿児島県浄化槽事務取扱要領」に基づき電子記録を台帳（浄化槽情報共有システム）へ登録している。鹿児島県では、10 人槽以下の 11 条検査を平成 17 年度から開始したことから平成 16 年から検査台帳の精査に着手し、現時点の電子記録は完成しているレベルと思われる。鹿児島県では 84 社のうち残り 7 社（実際は 11 社だが 4 社は点検基数 20 基未満）は電子が出来ていないが、要領により原則化されているので、近々電子化に向けて動くものと考えている。電子化の課題としては、保守点検清掃業者のデータと設置届で得られる鹿児島県環境保全協会側のデータの突合が大変である。2 者のデータを一元化するには、設置届受付時に設定される 13 桁の番号を共有することが望ましい。
- ・報告した点検記録を基に行政が直接特定既存単独の判定を行うと、浄化槽管理士が自身の顧客に対する判定に関与することとなり、不具合情報を報告するのに抵抗感が出ることも予想されるが、鹿児島県では法定検査で判断されたものが判定の対象となるので特に問題は出ていない。

・維持管理情報の電子化を進めるに当たり、事業者側にはどのような障壁があるか。

→●維持管理情報の収集に関する障壁と課題

- ・小規模事業者の電子化
- ・個人情報の提供に関する不安の解消
- ・浄化槽台帳の更新や維持管理情報との紐づけに手間と時間を要することから、今後、共通した浄化槽コードの付与や点検記録票の統一が望まれる

→費用対効果。特に小規模な事業者の電子化は進みにくい傾向になる。鹿児島県環境保全協会では、電子システムを作成し、小規模事業者 30 社に活用してもらっている

電子システムの運用ルール

【浄化槽維持管理システム】基本料金＋点検基数×定額

- ・保守点検業者向け、保守点検清掃記録を電子化し浄化槽情報共有システムとの連携強化
- ・現在、新システムを開発中（ノート PC 版及びアンドロイド端末も利用可能）

【浄化槽情報共有システム】保守点検業者（無料）保健所・権限移譲市町村（定額/月）

- ・本県の浄化槽台帳に位置付け
- ・使用開始、管理者変更、使用廃止（再開）等、保守点検業者を通じて電子申請され、行政が電子決裁し、浄化槽台帳が随時更新
- ・保守点検業者は、自社分の浄化槽基礎情報、法定検査結果、GIS など閲覧可能
- ・保健所、権限移譲市町村は、不適正浄化槽及び法定検査の未受検者に対して、指導文章の作成や進捗管理に活用（管内の浄化槽情報は閲覧可能）

・維持管理情報の収集に当たって、清掃業者に対して廃掃法上の許可に区域を付す（いわゆる区域割り）ことが必要であるという意見について、どのように考えるか。

→●清掃区域割りについて

- ・維持管理情報の収集にあたり、区域割りとの関係は乏しいと思われる。清掃率の向上には、区域割りよりもしっかりした台帳の整備（電子化）と行政の管理強化が重要
- ・鹿児島県では市町村による許可エリア内で複数の清掃業者が競合しているところは少なく、保守点検と一括で契約している。清掃率向上には保守点検業者と清掃業者の連携強化が重要。
- ・鹿児島県の場合は保守点検業者と清掃業者の連携は、鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第3項（7）により要件化されている。

・環境省から令和5年5月に「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）」を発出しているところであるが、本通知を踏まえ、維持管理向上のために、行政はどのような対処をとっていくべきと考えるか。

→●維持管理の向上について

- ・台帳整備を行い、無管理浄化槽の把握をし、維持管理契約がされるように努める
- ・水道・下水道・汲取り台帳等との突合による無届浄化槽の拾い出しが必要
- ・合併浄化槽に対して、法定検査費用及び維持管理補助制度の導入が望ましい
- ・無管理浄化槽については、維持管理料金の未払いによるものがほとんどだが、業者を変更するといってそのまま無管理になるものがある
- ・鹿児島県では各種届出の電子申請が導入されたが、休止届以外の管理中止（契約解除）情報を行政に直接報告する仕組みがないため、行政指導は法定検査実施後となり、保守点検・清掃の未実施期間が長くなる
- ・鹿児島県の保守点検業者はほぼ清掃許可業者であるため清掃の実施率が高い

- ・清掃実施率 100%を目指すためには今後ますます増える少人数世帯の使用者感情が大きな課題であり、法令の周知と啓発の強化が必要

- ・維持管理の向上に向けた協議会について、業界団体として必要性や有効性をどのように考えているか。また、協議会の設置に向けてどのような障壁を感じているか。

→●法定協議会について

- ・市町村は協議会を単独で設置することが難しいことから、県が設置することを望んでいる
- ・法定協議会では長寿命化計画や維持管理補助などの負担が増える協議が行われるため、市町村には抵抗感があるのではないか
- ・公共浄化槽は面的整備に一定の効果はあると思うが、維持管理業者としては、許可権者である市町村から負担を強いられかねないことに不安を感じる
- ・業界としては、法定協議会に住民が参加した場合に維持管理の適正化よりも、住民の立場から料金面などの意見が強くなることを心配している。